投資信託説明書(交付目論見書)



使用開始日 2020.11.21

ニッセイ健康応援ファンド

追加型投信/国内/株式



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条 の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む 詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧 またはダウンロードすることができます。また、本書には 約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は 投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

野村信託銀行株式会社

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

(午前9時~午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ https://www.nam.co.jp/



●委託会社の情報 (2020年8月末現在)

委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社

資 本 金 100億円

設立年月日 1995年4月4日

運用する 投資信託財産の 9兆3,243億円 合計純資産総額

●商品分類等

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | |
|-------------|--------|-----------------------|-------------------------------|------|--------|---------------|
| 単位型・ 追加型 | 投資対象地域 | 投資対象 資産 (収益の源泉) | 投資対象 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
| 追加型 | 国内 | 株式 | その他資産 (投資信託証券 (株式(一般))) | 年1回 | 日本 | ファミリー ファンド |

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ https://www.toushin.or.jp/にてご確認いただけます。

- ●本書により行う「ニッセイ健康応援ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5 条の規定により有価証券届出書を2020年11月20日に関東財務局長に提出しており、2020年 11月21日にその届出の効力が生じております。
- ●ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では 商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認 する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、 信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- ●商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- ●基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌 日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名:健康応援)および委託会社のコールセンター・ホーム ページにてご確認いただけます。
- ●投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求 された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「ニッセイ健康応援マザーファンド」への投資を通じて、実質的に国内の金融商品取引所に 上場(これに準ずるものを含みます)されている株式の中から、独自の視点で"健康"にか かわる産業を分類し、長期にわたり人々の健康に貢献する企業に投資することにより、信 託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

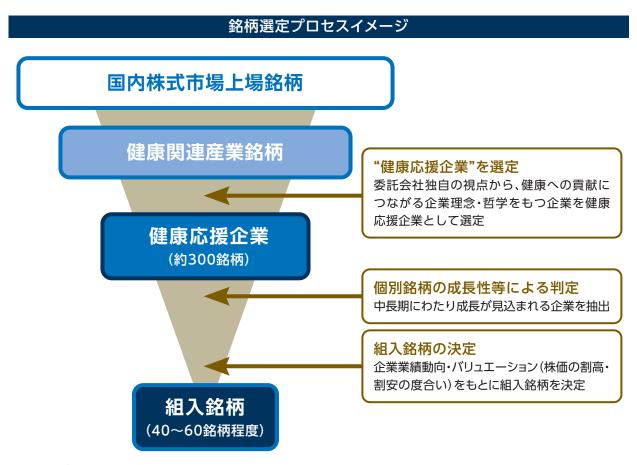
ファンドの特色

- 11高齢化等を背景に成長が見込まれる健康関連産業に属する企業の 株式を投資対象とします。
 - ●高齢化や医療制度改革に伴い"健康"に対する関心は高まっており、健康関連産業は成長拡大が見込まれます。今後の株式市場でも"健康"が大きなテーマになると考えられます。

市場の拡大が期待される健康関連産業

健康 医療 増進 健康食品 医薬品 機能性化粧品 医療関連サービス 健康用品・ サービス システム スポーツ・ 医療•治療機器 アウトドア 健康関連産業 第3分野保険 介護サービス 流通(小売) 流通(卸) 福祉用具・ サービス リラクゼーション (余暇•趣味) 福祉 その他 介護

- 2健康への貢献につながる企業理念・哲学をもつ企業を"健康応援企業"として選定、中長期にわたり成長が期待される銘柄に厳選投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。
 - ●組入銘柄数は原則として40~60銘柄程度とします。
 - ●株式の組入比率は原則として高位を維持します。



•上記運用プロセスの各段階における銘柄数は、企業業績動向や経済情勢などにより増減します。

〈ご参考〉市場の拡大が期待される健康関連産業

健康増進

- ●生活習慣病の増加
- ●セルフメディケーション、健康意識の高まり



- サプリメント、特定保健用食品(トクホ)市場の拡大
- 機能性化粧品、フィットネスクラブなど健康関連サービス市場の拡大



医

- ●医療財政の悪化に伴う医療費抑制の流れ
- ●病院の機能分化とネットワーク化



擅

- 後発医薬品の使用促進
- ●医療費包括支払(DPC)制度の導入
- ●予防医療ニーズの拡大
- ●病院経営効率化を支援するサービスの拡大
 - ・病院内事務のアウトソーシング・電子カルテの導入



福祉介護

- ●高齢化の進展
- ●療養病床の削減



- ●医療から介護へ(社会的入院の抑制)
- ●病院の有料老人ホームへの転換
- ●シニア住宅、介護付きマンション等の拡大



その他

- ●セルフメディケーション、健康意識の高まり
- ●先進医療の導入
- ●高齢化の進展



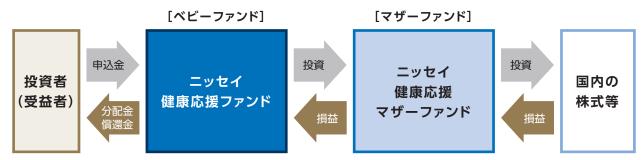
- ●ドラッグストアの存在感の高まり
- ●先進医療ニーズに応じた保険、第3分野保険の拡大
- ・シニア社会に応じた娯楽の提供



! 上記はイメージであり、将来の市場の拡大を保証するものではありません。

●ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



■マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

●主な投資制限

| 株式 | 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 同一銘柄の株式 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 投資信託証券 | 投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| 外貨建資産 | 外貨建資産への投資は行いません。 |

●収益分配方針

- ●分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- ●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ●分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ! 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ●ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等に投資しますので、 基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ●ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果 (損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識 ください。

●主な変動要因

株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、 また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあ ります。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

•基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ○分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部 払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上が りが小さかった場合も同様です。
- ○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

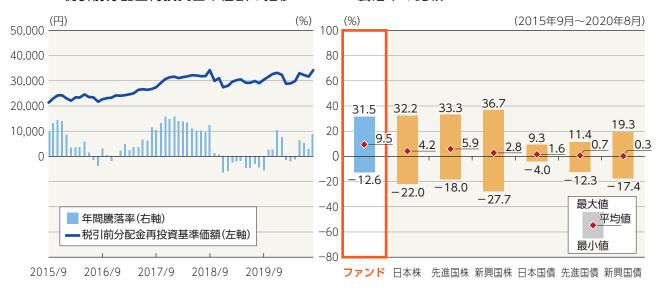
リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に 下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および 税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日 本 株 ・・・ TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

先進国株 ・・・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 · · · NOMURA-BPI 国債

先進国債・・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

●基準価額・純資産の推移



| 基準価額 | 11,895円 |
|-----------|----------|
| 純資産総額 | 266億円 |
| ●分配の推移 1万 | 口当り(税引前) |
| 2016年8月 | 1,500円 |
| 2017年8月 | 2,000円 |
| 2018年8月 | 2,000円 |
| 2019年8月 | 1,000円 |
| 2020年 8 月 | 1,000円 |
| 直近1年間累計 | 1,000円 |
| 設定来累計 | 15,300円 |

●組入上位業種(マザーファンド)

| | 業 種 | 比率 |
|----|-------|-------|
| 1 | 精密機器 | 16.8% |
| 2 | 医薬品 | 16.0% |
| 3 | サービス業 | 12.0% |
| 4 | 化学 | 11.2% |
| 5 | 電気機器 | 10.2% |
| 6 | 保険業 | 5.7% |
| 7 | 機械 | 4.7% |
| 8 | 卸売業 | 4.1% |
| 9 | 食料品 | 3.9% |
| 10 | 小売業 | 3.8% |

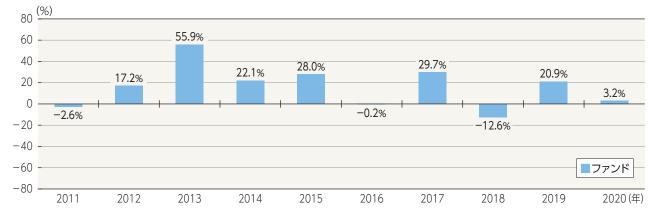
[・]比率は対組入株式評価額比です。

●組入上位銘柄(マザーファンド)

| | 銘 柄 | 業 種 | 比 率 | | |
|----|---------------|-------|------|--|--|
| 1 | ダイキン工業 | 機械 | 4.7% | | |
| 2 | エムスリー | サービス業 | 4.7% | | |
| 3 | 朝日インテック | 精密機器 | 3.7% | | |
| 4 | 島津製作所 | 精密機器 | 3.4% | | |
| 5 | オムロン | 電気機器 | 3.4% | | |
| 6 | SOMPOホールディングス | 保険業 | 3.4% | | |
| 7 | リログループ | サービス業 | 3.1% | | |
| 8 | テルモ | 精密機器 | 3.0% | | |
| 9 | シスメックス | 電気機器 | 2.8% | | |
| 10 | オリンパス | 精密機器 | 2.7% | | |

[・]比率は対組入株式評価額比です。

●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ・2020年は年始から上記作成基準日までの収益率です。
- ■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

[・]基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

[・]税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

| | 購入単位 | 各販売会社が定める単位とします。 |
|-------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。 |
| | 購入代金 | 各販売会社が定める日までに、各販売会社にお支払いください。 |
| | 換金単位 | 1□単位あるいは1万□単位(販売会社によって異なります) |
| 換金時 | 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額とします。 |
| | 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。 |
| | 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを 当日受付分とします。 |
| 申込に | 購入の申込期間 | 2020年11月21日(土)~2021年5月20日(木) ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| ついて | 換金制限 | ありません。 |
| | 購入・換金 申込受付の中止 および取消し | 金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・ 換金の申込みの受付けを中止することがあります。また、購入の場合は、既に受 付けた申込みの受付けを取消すこともあります。 |
| | 決 算 日 | 8月20日 (該当日が休業日の場合は翌営業日) |
| 決 算・ 分 配 | 収益分配 | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース:税金を差引いた後、原則として決算日から起算して 5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース:税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。 |
| | 信託期間 | 無期限 (設定日:2008年4月25日) |
| | 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回った場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。 |
| | 信託金の限度額 | 1,000億円とします。 |
| その他 | 公 告 | 電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/) に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。 |
| | 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用があります。なお、益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | |
|----------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入時手数料 | 購入申込受付日の基準価額に3.3%(税抜 3.0%)を上限として販売会社が独自に定める 率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。 | | | ▶購入時手数料:購入時の商品・ 投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務 手続き等の対価として、販売会 社にお支払いいただく手数料 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | ありません。 | | | |
| | | 小次学が伝託サギ | 子不明按的仁 | 会 切 オス 弗 田 | |
| | | 投資者が信託財産 | まで间接的に | 貝担9の貸用 | |
| | 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの純資産総額に 年率1.6115%(税抜 ▶運用管理費用(信託報酬) 1.465%) をかけた額とし、ファンドからご負担 | | | =保有期間中の日々の純資産総額 |
| | | 信託報酬率 (年率・税抜) の 配 分 | 支払先 | 年率 | 役務の内容 |
| | | | 委託会社 | 0.700% | ファンドの運用、法定書類等の 作成、基準価額の算出等の対価 |
| 毎日 | | | 販売会社 | 0.700% | 購入後の情報提供、運用報告書 等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続 き等の対価 |
| | | | 受託会社 | 0.065% | ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 の対価 |
| | | ・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。 | | | |
| | 監 査 費 用 | ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。 | | | ▶監査費用:公募投資信託は、外部 の監査法人等によるファンドの 会計監査が義務付けられている ため、当該監査にかかる監査法 人等に支払う費用 |
| 随時 | その他の費用・ 手 数 料 | 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の 諸費用および借入金の利息等はファンドから ご負担いただきます。これらの費用は運用状況 等により変動するため、事前に料率・上限額等 を記載することはできません。 | | | ▶売買委託手数料:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶借入金の利息:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息 |

[!] 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税および地方税

配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時および償還時

所得税および地方税

譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、また少額投資非課税制度および外国税額控除の適用対象外です。
- ・上記は2020年8月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

Memo



